

## 双葉町復興まちづくり計画案 骨子（案）

### 序章 はじめに

#### 【記載の方針】

- 序章においては、双葉町に想いをはせ、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって避難を強いられた町民の労苦を振り返り、町民一人一人の生活再建と町の復興に向けた決意を述べる。

### 第1章 計画の策定にあたって

#### 1. 計画策定の目的

##### 【記載の方針】

- 双葉町復興まちづくり計画の目的は、町民一人一人の生活再建と双葉町を取り戻すための取組の方向を示すことにある。こうした双葉町復興まちづくり計画の策定目的を記載する。

#### 2. 計画策定の経緯

##### 【記載の方針】

- 町民参加型の計画策定（「7000人の復興会議」）の趣旨、復興まちづくり委員会と「7000人の復興会議」の関係、住民意向調査との関係など、復興まちづくり計画の策定に至る経緯について記載する。

#### 3. 復興まちづくり計画の位置づけ

##### 【記載の方針】

- 復興まちづくり計画は、今後、双葉町が、国、県及び東京電力に町民の要望として要求していくものを含めて、町民の生活再建、町の復興に向けて、町が取り組むべき施策を明らかにするものであることを記載する。
- 復興まちづくり計画は、双葉町の帰還までのロードマップ（道のり）を明らかにした上で、当面の5年間に取り組む施策を中心にとりあげたものであることを記載する。

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## 第2章 双葉町の復興まちづくりの理念と基本方針

### 1. 「復興」とは何か

#### 【記載の方針】

- 双葉町復興まちづくり計画の「復興」とは、
1. 町民一人一人が生活再建を果たし、町民のきずな（コミュニティ）を再興する「人の復興」（短中期的な復興）
  2. 双葉町の土地を復旧・復興し、町を再建・再興させていく「町の復興」（長期的な復興）
- の二つの「復興」を含む概念であることを記載する。

### 2. 双葉町の復興まちづくりの理念

#### 【記載の方針】

- 双葉町の復興まちづくり計画の理念は
- ・生活再建を実現すること
  - ・双葉町への帰還を目指すこと
  - ・町民のきずな・結びつきを強めること
- の3つの柱とし、それぞれに適切なフレーズを委員の提案を踏まえて選定し、記載する。

### 3. 双葉町の復興まちづくりの基本方針

#### （1）帰還の目標の考え方

#### 【記載の方針】

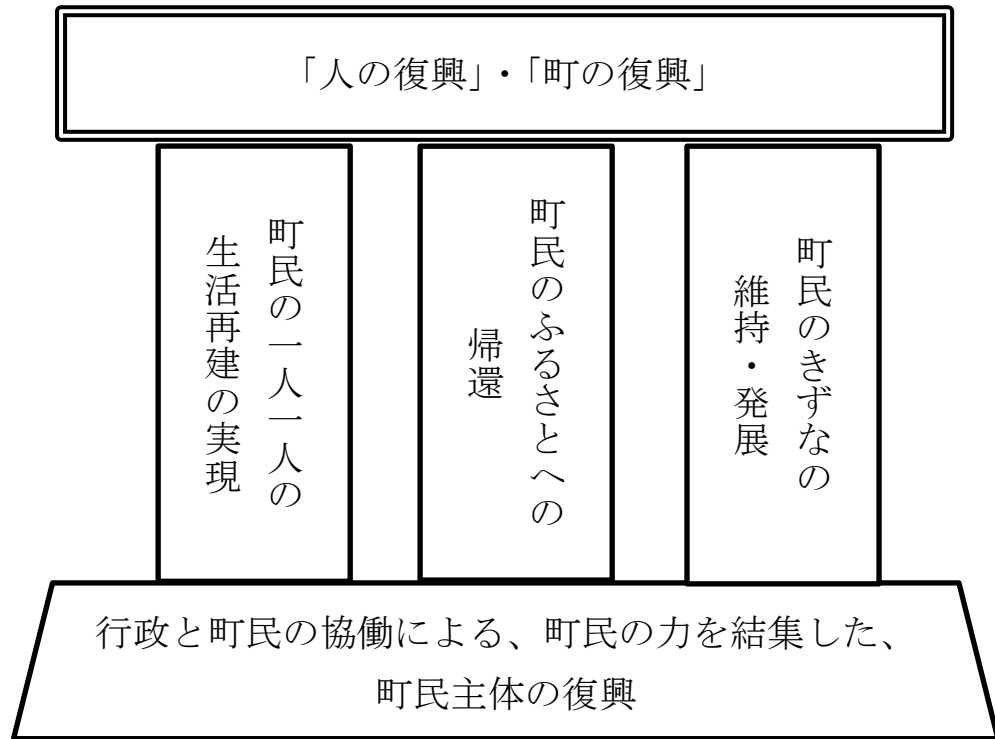
- 双葉町への帰還は、町民の安全・安心を最優先に考え、帰還に当たっての放射性物資の除去は、年間追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指すことを記載する。
- 帰還目標の時期については、セシウムの半減期や除染等の放射線量の低減に要する時間、福島第一原子力発電所の燃料デブリの取り出しに20～25年かかること、国による予測においても20年後に年間50mSvを超える地域が残ることなどを考慮して、暫定的に30年後とすることを記載する。ただし、帰還目標は、5年ごとに見直し、可能な限り早期に帰還することを明記する。

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## （２）復興まちづくりの基本方針

### 【記載の方針】

○復興まちづくりの基本方針を以下の概念に整理する。



○復興の主体は、町民であり、行政・町民・関係団体が協働し、町民の力を結集して、町民主体の復興を目指していくことを記載する。

○町民一人一人の生活再建を実現することを記載する。そのための取組を以下のように記載する。

- ・町民一人一人が避難先で生活再建を実現する
- ・町民の置かれている状況が多様であることを踏まえて、多様な選択肢を示して、町民のニーズにあった生活再建を支えていく
- ・家族の営みや生活を成り立たせるための住居と仕事を確保する
- ・健康な生活、教育、医療が適切に受けられる環境を整備する
- ・町民の生活再建の原資となる賠償が迅速、確実、十分になされるように国、東京電力に求める

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

○町民のふるさとへの帰還を目指すことを記載する。そのための取組を以下のように記載する。

- ・双葉町への帰還は、町民の安全・安心を最優先に考える
- ・帰還のために徹底した放射性物質の除去を求める
- ・福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全確保を国、東京電力に求め、帰還する町民が新たな放射性物質の漏出に脅かされないようにする
- ・帰還が長期化する中であっても、双葉町の土地の荒廃を防ぎ、町民の皆さんの「ふるさと双葉町」への思いをつなぎ、将来の子供たちに双葉町を引き継ぐ

○町民のきずなを維持・発展させていくことを記載する。そのための取組を以下のように記載する。

- ・全国に散らばっている町民のきずなを維持し、新たなコミュニティをつくる
- ・ふるさとを奪われている中であっても双葉町の歴史・伝統・文化は確実に継承する

### （3）本計画の目標

#### 【記載の方針】

○短期（再建期）、中期（復興期）、長期（再興期）のそれぞれの目標を記載する。

#### 【短期、中期、長期の目標（案）】

<別紙1>

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

### 第3章 双葉町の復興まちづくりに向けた取組

#### 1. 町民一人一人の生活再建に向けた取組

##### (1) 町民一人一人の生活再建に向けた取組方針

###### ①町民の生活再建に向けた思い

###### 【記載の方針】

- 「7000人の復興会議」の意見から、町民の生活再建に向けた思いを整理して記載する。

###### ②町民の一人一人の生活再建に向けた取組の考え方

###### 【記載の方針】

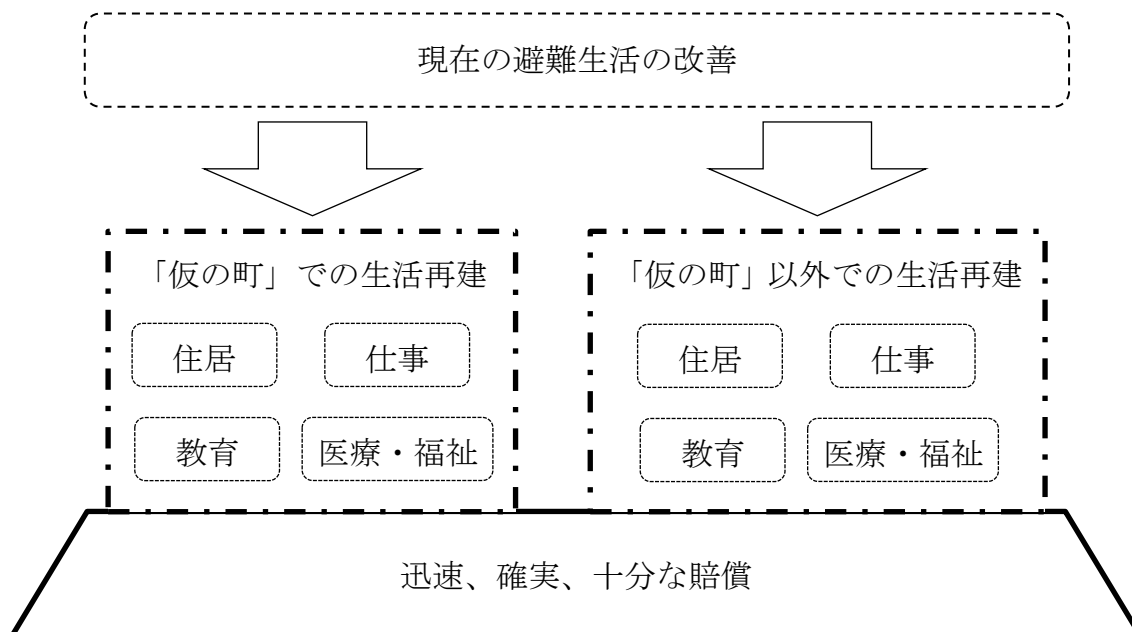
- これまでの委員会の審議等を踏まえて、町民一人一人の生活再建の実現に向けた考え方を記載する。

###### 【記載のポイント】

1. 当面の間帰還ができない双葉町民にとって、双葉町へ戻る意思のある方、双葉町へ戻らないと決めた方、いずれの場合であっても、避難先（新たな居住先）で町民一人一人が生活再建を果たす（日常の暮らしを取り戻す）ことが必要
2. 生活再建を果たすためには、①住居、②仕事、③教育、④医療・福祉が確保されることが必要。さらに、若い世代を「仮の町」に集めるための工夫が必要
3. 当面の住居を「仮の町」（町が用意する場所）に求める方、「仮の町」ではなく自ら求める方、いずれの場合であっても、仕事、教育、医療・福祉の環境が整っていることが生活再建には重要
4. 直面する課題である、現在の避難生活（仮設住宅・借り上げ住宅の暮らし）の諸問題を早期に改善していくことが必要
5. 賠償は、生活再建の原資として、迅速、確実、十分な支払いがなされるよう、国、東京電力に要求

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## 【生活再建の施策体系のイメージ】



### ③短期、中期、長期の取組方針

#### 【記載の方針】

- 短期（再建期）、中期（復興期）、長期（再興期）のそれぞれの取組方針を記載する。

#### 【短期、中期、長期の取組方針（案）】

<別紙2>

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## （２）「仮の町」の実現に向けた取組

### ① 「仮の町」のコンセプト

#### 【記載の方針】

○これまでの議論を踏まえて、「仮の町」のコンセプトについて、以下のように整理して記載する

#### 〔仮の町の目的〕

各地に避難している町民が再び集まって居住できる環境を整備することで、町民が安心して生活を再建することができ、帰還に向けた町民のコミュニティを維持すること

#### 〔仮の町の定義〕

仮の町とは、町が国、県、受入自治体等の協議を経て町民に提示する双葉町民の居住地区

仮の町は、復興公営住宅を中心に住居のほか、必要な施設で構成される

#### 〔仮の町の基本的な考え方〕

- ・「仮の町」は、町民の居住先の選択肢の一つである
- ・町民のコミュニティの維持に最大限配慮した場所の選定、住居の整備を行う
- ・帰還までに長期間を要し、また帰還を希望しない町民もいることから、長期に居住できる良好な生活環境を構築する
- ・受入自治体（住民）の意向に配慮し、お互いのまちづくりに貢献するものにする

○上記の「仮の町」の考え方を踏まえて、双葉町の「仮の町」にふさわしい名称を記載する。

例) 双葉町外生活拠点

(参考) 大熊町 町指定地

浪江町 町外コミュニティ

富岡町 サテライト

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## ② 「仮の町」の候補となる場所の考え方

### 【記載の方針】

- 「7000人の復興会議」、「双葉町住民意向調査」の結果を踏まえて、候補となる自治体、場所の選定の考え方を記載する。

#### [集中型、分散型のメリット・デメリットの総括]

- ・ 「仮の町」そのものが、集中型、分散型であっても、整備に一定の時間がかかること、ある程度町民が集まらなければ成立しないことに留意する必要がある。
- ・ 「仮の町」を一カ所に整備する集中型はコミュニティを維持するためには理想であるが、町民に対する選択肢が制限されること、用地の確保、整備に要する時間、受入自治体（住民）との調整などに課題が多い。
- ・ 「仮の町」を複数自治体また自治体の中で複数の場所に分散させることは、用地の確保、整備に要する時間、受入自治体（住民）との調整などは比較的容易に進められるが、「仮の町」相互が連携し、町民のコミュニティを維持する方法を併せて作り上げなければならない。

#### [候補となる自治体の考え方]

- ・ 双葉町住民意向調査の結果を尊重し、その分析により「仮の町」の候補となる自治体を選定する。
- ・ 受入自治体の意向によって、用地の確保や住居・施設の整備の条件が変わってくることから、複数の自治体を候補とし、受入自治体と協議を進め、複数の選択肢を町民に提示する。「仮の町」を複数の自治体に整備する場合には情報通信技術を最大限に活用して「仮の町」の相互連携を図る。
- ・ 「希望する自治体にこだわらない」とする回答がどの程度多いかを見定めて、住民意向調査の選択肢以外の自治体の取扱いも含めて整理する。



この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

### 【場所の選定に当たっての考え方】

- 「双葉町住民意向調査」の結果、「7000人の復興会議」の意見を踏まえて、候補自治体において、「仮の町」の場所を選定するに当たっての条件づけを記載する。
- 具体的な場所の選定に当たっては、受入自治体との協議が重要であることをあわせて記載する。
- 双葉郡内で複数の町村が、同一の自治体に「仮の町」を希望している場合には、施設の整備をはじめ、郡内町村との連携を図ることの必要性を記載する。

### ③「仮の町」の機能

#### 【記載の方針】

- 「7000人の復興会議」の意見及び「双葉町住民意向調査」の結果を踏まえて、「仮の町」で暮らす上で必要な施設・サービスを整理して記載する。特に、住居、仕事、教育、医療・福祉という生活に不可欠な施設・サービスのほか、コミュニティ維持に必要な施設等について記載する。
- 住居については、住民意向調査の結果を踏まえて、一戸建て、集合住宅のニーズを記載する。
- 「仮の町」で暮らす上で必要な機能（サービス）については、「仮の町」の中にすべて整備することが必須ではなく、「仮の町」の発展に応じて段階的に整備していくもの、受入自治体（「仮の町」の周辺の地域）から提供を受けるものがあることを記載する。
- 「仮の町」に若い世代の居住を促す対策（子育て支援の充実等）の必要性を記載する。

### ④「仮の町」の実現方法

#### 【記載の方針】

- 国、県の主導的な調整の下、受入自治体との十分な協議を経て、「仮の町」の整備を行っていくことを記載する
- 具体的な施設等の整備に際しては、町民の意向が反映される仕組みの必要性について記載する。「仮の町」を町民自らが管理・運営していく仕組みの必要性について記載する。

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## ⑤ 「仮の町」に住まない方を含めた町民への生活再建支援

### 【記載の方針】

○ 「仮の町」は、居住地の選択肢の一つである。そのため、「仮の町」を希望しない方についても、住居、仕事、教育、医療・福祉のサービスが得られるように支援していく必要がある。そのための支援策について記載する。

#### [住居の支援]

- ・ 希望する住居が購入できるよう賠償基準の見直しの要求
- ・ 自ら自宅を再建する方への支援措置等の情報提供
- ・ 避難先（居住先）において公営住宅を希望する方への支援（例えば、避難先自治体との調整、国・県に対する制度改正の要望等）

#### [仕事の確保、事業再開への支援]

- ・ 避難先において仕事を得られるよう、就職相談の体制整備などを国、県等に要請
- ・ 避難先において事業再開を希望される方への支援措置の情報提供、また支援策の拡充の要請

#### [医療・福祉の支援]

- ・ 放射線による健康影響を含めた健康管理の仕組みの構築
- ・ 原発避難者特例法（避難先で医療・福祉サービスを受けられる特例）の徹底
- ・ 避難先で支援をいただいているNPO等と連携を強化し、避難先における医療・福祉サービスの課題を把握し、避難先自治体との調整

#### [教育の支援]

- ・ 避難先自治体の学校において、学校教育が継続して受けられるように支援（原発避難者特例法の徹底）
- ・ 福島県外から県内に進学を希望する生徒への情報提供
- ・ 双葉町居住時の子ども同士のつながりの維持・継続を支援

○ 町民の多様な生活再建ニーズに沿った相談体制の充実などの支援体制を記載する。

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

### （３）生業再開・雇用確保のための取組

#### 【記載の方針】

- 避難先において事業再開（農業の再開を含む）を希望する方や新たな仕事を見つける方への支援について記載する。
- 事業再開された方の情報を広く町民に周知し、顧客の獲得を支援することを記載する。
- 「仮の町」においては、事業再開のニーズに応じた事業所・店舗等の整備、住民の生きがいとなるような新たなビジネス（双葉町時代の製品の再興、「仮の町」住民を対象とした高齢者支援や子育て支援など、地域の住民が地域のための仕事を作り出す仕組み）の可能性について記載する。特に、若い世代が「仮の町」周辺で職を得られることへの配慮が必要であることを記載する。

### （４）教育環境確保の取組

#### 【記載の方針】

- 双葉町立の学校の再開については、これまでの委員会の議論を踏まえて、「仮の町」における学校のあり方とは切り離して、まず早期の学校を再開することを主眼にその検討課題を整理して記載する。

#### 〔検討課題例〕

- ・放射線量の考え方、保護者のニーズの調査、教員の確保
- ・校舎の確保、当面の教育のコンセプト（少人数教育等）
- ・遠方から通うことになる児童・生徒の通学手段の確保
- 「仮の町」における学校については、そのあり方（教育プログラム、施設の機能など）について、別途検討の場を設け、その検討結果に基づいて整備することを記載する。
- 避難先の学校へ通う子どもたちに対して、ニーズを踏まえた、
  - ・双葉町の歴史・伝統・文化の継承機会の提供（地域教育等）
  - ・子ども同士のつながりの確保（つどいの場等）
  - ・必要な進学情報の提供 などの支援について記載する。

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## （５）医療・福祉体制の確保の取組

### 【記載の方針】

- 「仮の町」への居住の有無にかかわらず進めるべき取組を記載する。
  - ・放射線による健康影響を含めた健康管理の仕組みの構築
  - ・原発避難者特例法（避難先で医療・福祉サービスを受けられる特例）の徹底
  - ・避難先で支援をいただいているNPO等と連携を強化し、避難先における医療・福祉サービスの課題を把握し、避難先自治体との調整
  - ・こども被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）の実効ある運用の要望
- 「仮の町」において、受入自治体との協議・調整を通じて、医療・福祉サービスの提供体制を構築

## （６）当面の避難生活改善の取組

### 【記載の方針】

- 賠償が迅速、確実、十分に行われるよう、国、東京電力に求めることのほか、賠償基準の見直し、時効の撤廃要請、町弁護士活用、請求困難者への支援等、町の取組を記載する。
- 現在の応急仮設住宅や借り上げ住宅における不自由な避難生活を少しでも改善していくための取組を記載する。

### [住居の改善]

- ・仮設住宅（借り上げ住宅を含む）の期限の延長、借り上げ住宅の柔軟な対応による居住の安定を国、県へ要望
- ・仮設住宅の環境改善を県へ要望

### [健康被害の防止]

- ・避難生活の長期化による健康悪化を防ぐための取組（高齢者等への見回り、心のケア等）

### [情報提供]

- ・町の情報提供（詳細は、第3章3.（2）にて記載）

### [その他]

- ・高速道路の無料化措置の継続の要望
- ・町民に対する各種支援制度の継続の要望

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## 2. ふるさと双葉町の再建に向けた取組

### (1) ふるさと双葉町の再建に向けた取組方針

#### ①町民のふるさと双葉町の再建に向けた思い

##### 【記載の方針】

- 「7000人の復興会議」の意見から、町民のふるさと双葉町の再建に向けた思いを整理して記載する。

#### ②ふるさと双葉町の再建に向けた取組の考え方

##### 【記載の方針】

- これまでの委員会の審議等を踏まえて、ふるさと双葉町の再建に向けた考え方を記載する。

##### 【記載のポイント】

1. 双葉町への帰還は、町民の安全・安心が最優先  
そのため、年間追加被ばく線量 1 ミリシーベルト以下を目標として徹底した放射性物質の除去、福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全確保を国、東京電力に要求
2. 放射性物資の除去を効果的に進めるためには、新たな除染技術の開発と継続的なモニタリング体制が不可欠
3. 放射線量が低下し、福島第一原発の廃炉作業が安全に進められたとしても、帰還のためには、インフラの復旧その他生活の基盤が復旧することが不可欠
4. 帰還までに長期間がかかることから、ふるさとへの思いをつなぐため、その間、一時帰宅を円滑に進めるとともに、土地・建物の荒廃を防ぐ取組を進めていくことが必要
5. 津波で被災した地域においては、帰還が可能となった時に、津波災害からの安全が確保されるように、復旧・復興のあり方について早期に検討を進めることが必要
6. 帰還までに長期間がかかることから、帰還が可能となった際には、双葉町の土地利用を見直し、新たな町を作る方向で検討することが必要

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

### ③短期、中期、長期の取組方針

#### 【記載の方針】

- 短期（再建期）、中期（復興期）、長期（再興期）のそれぞれの取組方針を記載する。

#### **【短期、中期、長期の取組方針（案）】**

<別紙3>

### (2) 帰還に向けた条件と条件達成に向けた取組

#### 【記載の方針】

- 「7000人の復興会議」の意見、「双葉町住民意向調査」の結果から、町民が必要とする帰還に当たっての条件を記載する。

（参考）住民意向調査の項目

放射性物質の除去

原子力発電所の廃炉措置の安全性の確保

双葉町もしくは双葉町から通勤できる範囲での雇用の確保

医療機関の整備、介護・福祉サービスの確保

町内の学校の再開

町内に商店、コンビニなどの生活商業施設の再開

他の住民がある程度戻ること

- 放射線量の低いところから部分的な帰還を検討する際の課題を具体的に整理して記載する。

- 上記の条件達成に向けて必要な取組内容を記載する。

例 【放射性物質の除去】

- ・町内の詳細な放射線モニタリングの継続的な実施
- ・モデル除染の実施
- ・新たな除染技術の開発を国に要請

【インフラ復旧】

インフラの被災状況調査とそれに基づき復旧工程表の作成を国・県と協議

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

### （３）双葉町の当面の土地利用の在り方

#### ①一時帰宅の改善

##### 【記載の方針】

- ふるさと双葉町への思いをつなぐという観点から、一時帰宅の運用の改善、墓参への支援を求めていくことを記載する。
- 一時帰宅や公益立入で双葉町へ立ち入る方の安全を確保するため、道路・通信等のインフラの応急復旧を進めていくことを記載する。
- 国道6号線の通過交通の条件緩和、常磐自動車道の未開通区間の早期開通を要望することを記載する。

#### ②ふるさとの荒廃を防ぐ取組

##### 【記載の方針】

- 避難が長期化することで、土地・建物の荒廃が進んでいることから、除染の取組にあわせて危険建物・倒壊建物の撤去や除草などを進めることや、建物の応急修理など、土地・建物の荒廃を防ぐ取組について記載する。
- 双葉町内の防犯・防火対策を徹底し、破壊行為や火災による消失などによってふるさとが傷つけられないようにすることを国等に求めることを記載する。

#### ③土地利用の在り方

##### 【記載の方針】

- 避難が長期化することで、不在地主の発生、また相続の発生に伴う所有権の複雑化などにより、土地の管理が行き届かなくなるおそれがあることから、将来のまちづくりに向けて、帰還が可能となるまでの間の土地・建物の管理の在り方について検討の必要性を記載する。

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

- 居住が困難な状態が続く中であっても、双葉町に残された土地を帰還が可能となるまでの間に有効に活用していくため、除染の取組とあわせて、作業者の安全を考慮しつつ、例えば、メガソーラーの誘致や非食用作物の栽培などの活用方策を検討する必要性を記載する。
- 「中間貯蔵施設」については、調査の受入を含めて、十分な説明が必要であること、「中間貯蔵施設」は将来帰還して双葉町を復興していく際に大きな影響を及ぼすことから、「中間貯蔵施設」の結論が出された段階で計画を見直す必要性を記載する。

#### ④津波被災地域の当面の復旧・復興の方針

##### 【記載の方針】

- 津波で被災地域については、町への帰還が可能となっても、津波からの安全が確保されなければ帰還ができないという事情について記載する。
- そのため、津波被災地域の住宅再建の在り方などについて、被災住民が参画した検討の場を設けて、早急に議論を開始する必要性を記載する。
- 隣接する浪江町の復興計画との整合など、津波被災地域の復旧・復興に当たって考慮する事項を記載する。

#### （４）双葉町の将来の再興に向けた取組

##### 【記載の方針】

- 帰還に向けた条件が整うまでには、長い時間がかかることが見込まれることから、双葉町の将来の再興については、現在の町の姿にとらわれず、新たな町を作っていく発想で取り組む必要性を記載する。
- 双葉町の将来の再興について検討する視点について整理して記載する。  
(例) 土地利用の再編、インフラの新設、新たな産業の立地
- 双葉町の将来の再興については、長期にわたって町民間で議論を続けていく仕組みの必要性を記載する。



この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

### 3. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

#### (1) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組方針

##### ①町民のきずなの維持・発展に向けた思い

###### 【記載の方針】

- 「7000人の復興会議」の意見から、町民のきずなの維持・発展に向けた思いを整理して記載する。

##### ②町民のきずなの維持・発展に向けた取組の考え方

###### 【記載の方針】

- これまでの委員会の審議等を踏まえて、町民のきずなの維持・発展に向けた考え方を記載する。

###### [記載のポイント]

1. 全国各地に町民が避難している現状にあって、町民のきずなを維持していくことが大きな課題
2. 町民のきずなを維持するためには、①町民同士が連絡をとりあい再会できる仕組み、②交流イベントなどを通じて多くの町民が集まれる機会の確保、③多くの町民が避難している場所に町民がいつでも集える場を確保していつでも町民同士が会える機会の確保が重要
3. 双葉町民としてのきずなを保つためには、町からの情報提供も重要
4. 双葉町の歴史・伝統・文化は、町民のきずなのよりどころ。そのため、まず、双葉町の歴史・伝統・文化を記録し、その継承を図っていくことが、長期にわたって町民のきずなを維持し、帰還が可能となった際に双葉町を再興するため不可欠
5. 長期の避難先での生活再建を軌道に乗せるためには、従前の地域住民の理解と協力が不可欠。そのため、排他的なコミュニティではなく、地域の住民と積極的な交流、相互理解の促進が必要
6. 今回の事故の教訓の共有、全国・世界への発信が必要

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

### ③短期、中期、長期の取組方針

#### 【記載の方針】

- 短期（再建期）、中期（復興期）、長期（再興期）のそれぞれの取組方針を記載する。

#### 【短期、中期、長期の取組方針（案）】

<別紙4>

## （2）町民のコミュニティの維持・発展に向けた取組

### ①町民の交流機会の確保

#### 【記載の方針】

- 「7000人の復興会議」の結果から、町民の交流機会を確保していくための取組を記載する。

#### [記載例]

- ・町民の組織化（避難先における自治組織の促進、有志によるNPOの設立支援）
- ・町民同士が連絡を取り合うことができる仕組み（電話帳の是非の検討、情報端末（タブレット）の活用の検討）  
※個人情報などの課題もあわせて整理
- ・交流イベントの企画それに対する支援の仕組み（特に、高校生等の若い世代のつどいの場の確保等）
- ・各地で開催される交流イベントの情報提供
- ・復興公営住宅等に併設した、町民同士がいつでも集まれる場の設置の促進・運営の支援
- ・町民の交流に係る費用を軽減するための高速道路の無料化

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## ②町からの情報提供

### 【記載の方針】

○町から町民への情報提供の円滑化に向けた取組を記載する。

#### [記載例]

- 町のホームページ等の高度化（動画配信等の検討）
- 広報誌等の充実（町民の活動状況の周知等）
- 情報端末（タブレット）の活用の検討

## （3）双葉町の歴史・伝統・文化の継承のための取組

### ①歴史・伝統・文化の記録

### 【記載の方針】

○「7000人の復興会議」の結果から、双葉町の歴史・伝統・文化の記録に向けた取組を記載する。

#### [記載例]

- ・双葉町の歴史・伝統・文化の振り返り
- ・清戸迫古墳をはじめ双葉町に所在する文化財の保存・管理
- ・無形文化財の記録（映像化等）
- ・町民と学識者による記録のデータベース化
- ・双葉町の風景・生活などのデジタル化

### ②歴史・伝統・文化の継承

### 【記載の方針】

○「7000人の復興会議」の結果から、双葉町の歴史・伝統・文化の継承に向けた取組を記載する。

#### [記載例]

- ①「仮の町」における双葉町の歴史・伝統・文化の展示施設の確保
- ②「仮の町」を中心に、イベント（祭り）や教室等を開催し、子ども・若い世代を含めて、双葉町の歴史・伝統・文化にふれあう機会を確保し、伝統芸能を継承する人材を育成

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

③双葉町の歴史・伝統・文化の記録を広く発信し、全国の町民がふるさとの歴史・伝統・文化にふれあえる機会を確保

#### （４）避難先住民との交流促進に向けた取組

##### 【記載の方針】

○避難先の住民との積極的な交流、相互理解の促進に向けた取組を記載する。

##### 〔記載例〕

- ・地域の自治会との交流
- ・地域のイベント（祭り等）への積極的な参加
- ・地域の歴史・伝統・文化を学ぶ機会への参画
- ・双葉町民の集いへの地域住民の招待

#### （５）事故の教訓の伝承に向けた取組

##### 【記載の方針】

○福島第一原子力発電所の事故にかかる情報を共有し、全国・世界にその教訓を発信していくことを記載する

##### 〔記載例〕

- ・記録誌の編纂
- ・「仮の町」におけるこの事故の教訓の展示施設の確保
- ・この事故の経験・教訓を全国に発信する「語り部」の育成

この骨子（案）は、これまでの委員会の議論を踏まえて計画の目次立てとして整理したものです。今後、「7000人の復興会議」や住民意向調査の結果から町民の意見に応じた施策を整理していく段階で見直していく必要があります。

## 第4章 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて

### 【記載の方針】

- 復興まちづくり計画を推進していくに当たって、町民のまちづくりへの参画方法を記載する

#### [記載例]

住民意向調査（アンケート）の継続的な実施

ホームページ・広報誌等を活用した事業の進捗状況の情報提供

計画・事業の丁寧な説明会の実施

まちづくりを考えるワークショップ等の実施

町民有志による勉強会の開催支援、学識者ネットワークの活用

町民有志によるまちづくり NPO 等の設立支援

- 計画に記載された事業を実施するに当たって国、県等に対して特段の財政措置等を要望する旨を記載する。
- 計画の見直しプロセスについて、計画に記載された事項の進捗管理、中間貯蔵施設の取り扱いなど社会経済情勢が変化した際の見直し、少なくとも5年ごとに技術の進展等を踏まえた帰還目標の見直しなど、定期的な計画の進捗管理と見直しの必要性について記載する。
- 計画の実施に当たって、双葉郡内各町村との連携を強化していくことを記載する。

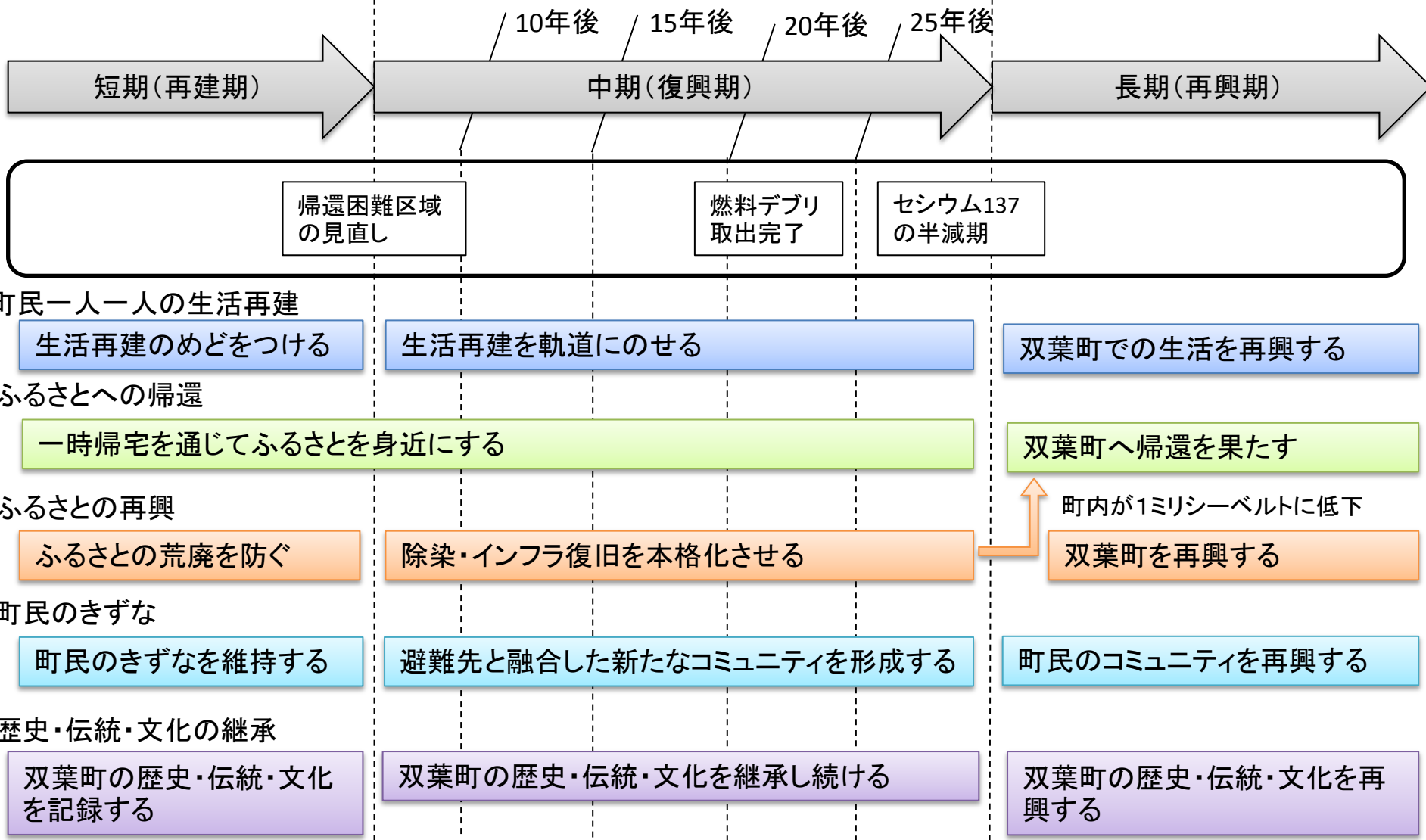
# 短期、中期、長期の目標の考え方(案)

概ね5年後  
(平成30年頃)

帰還目標

暫定的に30年後(=町内が1ミリシーベルト以下になった時点)

5年ごとに技術の進展等の情勢変化を受けて帰還目標の見直し



# 生活再建にかかる短期、中期、長期の取組の考え方(案)

概ね5年後  
(平成30年頃)

帰還目標

暫定的に30年後(=町内が1ミリシーベルト以下になった時点)

5年ごとに帰還目標の見直し

10年後 / 15年後 / 20年後 / 25年後

短期(再建期)

中期(復興期)

長期(再興期)

【目標】

生活再建のめどをつける

生活再建を軌道にのせる

双葉町での生活を再興する

【主な取組】

2~3年後

避難生活の改善

- ・仮設住宅、借上げ住宅の改善
- ・賠償基準の見直しの要請

「仮の町」に住む方

「仮の町」の整備

- ・復興公営住宅の建設
- ・店舗・事業所の再開支援
- ・受入自治体において新たな仕事の確保
- ・受入自治体と連携した医療・福祉サービスの提供体制の確保

「仮の町」において、生活を再建・充実

「仮の町」に引き続き居住し、生活を継続

「双葉町」へ帰還し、双葉町での生活を再興  
・新たな住居、仕事を確保し、教育、医療・福祉サービスを双葉町において再開

「仮の町」に住まない方

恒久住宅への入居

- ・自宅再建者への支援
- ・公営住宅の入居支援
- ・居住先での事業再開、仕事確保に向けた支援
- ・居住自治体で医療・福祉サービス、教育が受けられるように支援

自ら選択した街で、生活を再建・充実

自ら選択した街に引き続き居住し、生活を継続

学校の早期再開

「仮の町」における学校のあり方検討

検討結果を受けて整備

# ふるさと再建にかかる短期、中期、長期の取組の考え方(案)

概ね5年後  
(平成30年頃)

帰還目標

暫定的に30年後(=町内が1ミリシーベルト以下になった時点)

5年ごとに帰還目標の見直し

/10年後 / 15年後 / 20年後 / 25年後

短期(再建期)

中期(復興期)

長期(再興期)

## 【目標】

一時帰宅を通じてふるさとを身近にする

双葉町への帰還を果たす

ふるさとの荒廃を防ぐ

除染・インフラ復旧を本格化させる

町内が1ミリシーベルトに低下

双葉町を再興する

## 【主な取組】

2~3年後

### 一時帰宅の改善

- ・一時帰宅を容易に行えるように国に改善を要求
- ・インフラ(道路・通信等)の応急復旧
- ・墓参の支援

一時帰宅の継続

危険建物・倒壊建物の撤去、防犯・防火対策

モデル除染の実施、除染技術の開発要請

帰還困難区域が見直された地域から

本格除染の実施

インフラの復旧工程の検討

インフラ工事の実施

土地・建物の管理のあり方、土地の暫定的な利用の仕組みについて検討

除染とあわせた土地の暫定的な利用

津波被災地域住民が参画した津波被災地域の復興のあり方の検討

津波被災地域の復旧工事の実施

双葉町の将来の再興に向けた議論

議論の成果をインフラ整備に反映

新たな「双葉町」の建設  
現在の土地利用にとらわれない  
新しい街づくりを指向

- ・住居の建設
- ・諸施設の整備
- ・インフラの整備
- ・新規産業の立地促進

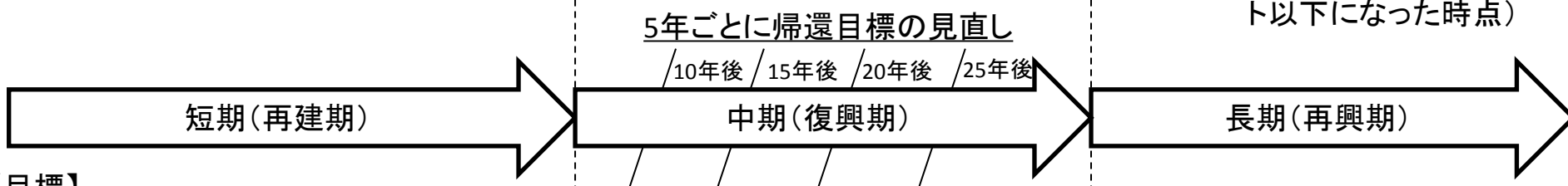
※「中間貯蔵施設」の取扱いの結論が出された段階で、この取組の考え方を見直す必要がある。



# 町民のきずなの維持・発展にかかる短期、中期、長期の取組の考え方(案) 別紙4

概ね5年後  
(平成30年頃)

帰還目標  
暫定的に30年後(=町内が1ミリシーベルト以下になった時点)



【目標】

町民のきずなを維持する	避難先と融合した新たなコミュニティを形成する	町内のコミュニティを再興する
双葉町の歴史・伝統・文化を記録する	双葉町の歴史・伝統・文化を継承し続ける	双葉町の歴史・伝統・文化を再興する

【主な取組】

町民への情報提供	新たな町民によるコミュニティの再興 ・帰還する町民同士のコミュニティ ・避難先にとどまる方と帰還する町民との間の交流の維持 ・避難先地域住民との交流の維持
町民の交流機会の確保 ・交流イベントの企画支援、情報発信 ・町民同士が集まれる場の設置支援 ・町民同士が連絡をとりあえる仕組み	
避難先住民との交流の促進	双葉町の土地において歴史・伝統・文化を再興 ・伝統芸能の復活、文化財の復帰 等
町の歴史・伝統・文化の記録 ・文化財の保存・管理、無形文化財の記録 ・双葉町の風景・生活などのデジタル化	
町の歴史・伝統・文化の継承(イベント、教室、人材育成等)	
事故の教訓の伝承(展示施設、講師派遣(語り部)等)	